

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年1月16日（令和7年（行情）諮問第49号ないし同第51号）

答申日：令和7年3月14日（令和6年度（行情）答申第1048号ないし同第1050号）

事件名：「陸自教範3-01-01-01-00-0 師団（試行案）改正理由書」の開示決定に関する件（文書の特定）

特定の開示決定等で残りの部分とされた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書3」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した各決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年12月9日付け防官文第23119号、令和5年2月24日付け同第3680号、同年4月28日付け同第9858号及び令和6年9月20日付け同第21652号ないし同第21654号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分6」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、添付資料の内容は省略する。）。

(1) 審査請求書1ないし審査請求書3（原処分1ないし原処分3について）

ア 文書の特定が不十分である。

(ア) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（「準備書面（1）」（平成24年11月22日）8頁）（別紙1（略））である。

(イ) 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」(平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室)は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」(20頁)と定めている。

(ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式を特定されず、また開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報(別紙2(略))で説明されているもの)及びプロパティ情報(別紙3(略))で説明されているもの)が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

カ 全体の決定を見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び第367号に従い「全体の決定を見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすること」を求めるものである。

キ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(2) 審査請求書4（原処分4ないし原処分6について）

ア 本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

令和5年度（行情）答申第654号に従い、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

イないしエ 上記（1）イないしエと同旨。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

カ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

キ 上記（1）キと同旨。

(3) 意見書

特定された文書は正式な制定前のため日付が入っていない。しかしながら諮問庁が別途開示した「令和4年度教範類総括表」によれば、本件対象文書は令和3年3月に制定されているので、本件請求時には正式に制定された文書が存在したはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件各開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年12月9日付け防官文第23119号、令和5年2月24日付け同第3680号及び同年4月28日付け同第9858号により、本件対象文書のうち、別紙の2（1）ないし（3）のアに掲げる各文書について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分1ないし原処分3）を行った後、令和6年9月20日付け防官文第21652号ないし同第21654号により、本件対象文書のうち、別紙の2（1）ないし

(3) のイ及びウに掲げる各文書について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分4ないし原処分6）を行った。

本件各審査請求は、原処分1ないし原処分6に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、原処分1及び原処分4、原処分2及び原処分5並びに原処分3及び原処分6の審査請求をそれぞれ併合し諮問する。

なお、原処分1ないし原処分3に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年、約1年8か月及び約1年7か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。
- (2) 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件各開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、原処分2及び原処分5に対する本件審査請求が提起された時点においては、審査請求人は、複製の交付を受けておらず、本件対象文書1及び本件対象文書3と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」及び「一部に対する不開示決定の取消し」として紙媒体について特定を求めるが、本件対象文書は、電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。
- (5) 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を

行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1ないし原処分3を行ったものである。

- (6) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。
- (7) 審査請求人は、「本件対象文書の電磁的記録の特定を求める」としているが、本件対象文書は電磁的記録を特定している。
- (8) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件各開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (9) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和7年1月16日 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第49号ないし同第51号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年2月12日 審査請求人から意見書を収受
- ④ 同年3月10日 令和7年（行情）諮問第49号ないし同第51号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する各決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。なお、本件各諮問において、諮問庁は原処分1ないし原処分3に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書1について

本件請求文書1の開示請求は、開示請求文言及び開示請求書裏面に添付された資料から、その対象文書として、いずれも本件請求文書

1の印刷原稿である本件対象文書1（別紙の2（1）ア及びイ並びにウ）を特定した。

イ 本件対象文書2について

本件請求文書2の開示請求は、開示請求文言に照らし、本件請求文書1の開示請求に係る文書のうち、先行処分（原処分1）において開示された部分（別紙の2（1）アに掲げる部分）を除く残りの部分の開示を求めるものと解し、別紙の2（1）イ及びウに掲げる部分を本件対象文書2として特定した。

ウ 本件対象文書3について

本件請求文書3の開示請求は、開示請求文言に照らし、本件請求文書2の開示請求に係る文書のうち、先行処分（原処分2）において開示された部分（別紙の2（2）アの文書）を除く残りの部分の開示を求めるものと解し、別紙の2（2）イ及びウに掲げる部分を本件対象文書3として特定した。

エ 本件各審査請求を受け、関係部署を改めて探索したが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記（1）アないしウの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記（1）エの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする諮問庁の説明には不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書 1

「陸自教範 3-01-01-01-02-0 師団（試行案）」及びその編さん（ないしは改正）理由書。

(2) 本件請求文書 2

防官文第 23119 号（2022. 10. 11-本本 B1669）で残りの部分とされた全て。

(3) 本件請求文書 3

防官文第 3680 号（2022. 12. 27-本本 B2269）で残りの部分とされた全て、及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。

2 本件対象文書

(1) 本件対象文書 1

ア 陸自教範 3-01-01-01-00-0 師団（試行案） 陸上幕僚監部 平成 3 年〇月（1 枚目及び 2 枚目のみ。）

イ 陸自教範 3-01-01-01-00-0 師団（試行案） 陸上幕僚監部 平成 3 年〇月（1 枚目及び 2 枚目を除く。）

ウ 師団（試行案）改正理由書 教育訓練研究本部 令和〇年〇月

(2) 本件対象文書 2

ア 陸自教範 3-01-01-01-00-0 師団（試行案） 陸上幕僚監部 平成 3 年〇月（1 枚目及び 2 枚目を除く。）（3 枚目及び 4 枚目のみ。）

イ 陸自教範 3-01-01-01-00-0 師団（試行案） 陸上幕僚監部 平成 3 年〇月（1 枚目から 4 枚目を除く。）

ウ 師団（試行案）改正理由書 教育訓練研究本部 令和〇年〇月

(3) 本件対象文書 3

ア 陸自教範 3-01-01-01-00-0 師団（試行案） 陸上幕僚監部 平成 3 年〇月（1 枚目から 4 枚目までを除く。）（5 枚目及び 6 枚目のみ。）

イ 陸自教範 3-01-01-01-00-0 師団（試行案） 陸上幕僚監部 平成 3 年〇月（1 枚目から 6 枚目を除く。）

ウ 師団（試行案）改正理由書 教育訓練研究本部 令和〇年〇月